スープ	食肉等又は魚肉	原材料及び添加物に対し五パーセント
	野菜又は果実	使用した野菜及び果実の合計重量に対し五十パーセント
和風汁物	食肉等又は魚肉	原材料及び添加物に対し三パーセント

4　米飯類にあっては、使用した鶏肉又は牛肉の重量の原材料及び添加物の重量に占める割合がそれぞれ四パーセント又は六パーセント未満のものについて、鶏肉又は牛肉を含む旨の用語。ただし、当該原材料の重量の全ての原材料及び添加物の重量に占める割合を表示する場合は、この限りでない。

5　食肉等及びその加工品、魚肉並びに肉様植たん以外の原材料の一部を誇大に表示する用語

6　「純」、「純正」その他純粋であることを示す用語

7　「天然」、「自然」及び「完全」の用語

調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	1　食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰であって、食肉を二種類以上使用したものについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語	
	2　カレー缶詰又はカレー瓶詰、シチュー缶詰又はシチュー瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であって、原材料の一部の名称（含有率をパーセントの単位で、当該名称の表示の文字と同程度の大きさで付してある名称及び使用した食肉の種類が同一種類である場合の当該同一種類の食肉の名称を除く。）を他の原材料の名称に比べて特に強調する用語	
炭酸飲料	「純正」、「ピュアー」その他純粋であることを示す用語	
果実飲料	1　「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語	
	2　「天然」、「自然」の用語	
	3　「純正」、「ピュアー」その他純粋であることを示す用語。ただし、果実ジュースであって、かつ、原材料及び添加物に果実の搾汁及び天然香料以外のものを使用していないものに表示する場合は、この限りでない。	
豆乳類	1　「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語	
	2　「天然」又は「自然」の用語	
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	1　「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語	
	2　「天然」又は「自然」の用語	

別表第二十三（第十三条関係）

名称
保存の方法
消費期限又は賞味期限
添加物
製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称
アレルゲン
L－フェニルアラニン化合物を含む旨
乳児用規格適用食品である旨
即席めん類に関する事項
食肉（鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）に限る。）に関する事項
食肉製品（食品衛生法施行令第一条第四号に掲げるものに限る。）に関する事項
乳に関する事項
乳製品に関する事項
乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項
鶏の液卵に関する事項
切り身又はむき身にした魚介類（生かき及びふぐを原材料とするふぐ加工品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）を除く。）であって、生食用のもの（凍結させたものを除く。）に関する事項
生かきに関する事項
ゆでがにに関する事項
魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項
ふぐを原材料とする食品（軽度の撒塩を行ったものを除く。）に関する事項
鯨肉製品に関する事項
冷凍食品に関する事項
容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項
缶詰の食品に関する事項
ミネラルウォーター類に関する事項
冷凍果実飲料に関する事項

別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）

食品	表示事項	
	名称	表示の方法
玄米及び精米		次に定めるところにより表示する。 一　玄米にあっては「玄米」と表示する。 二　もち精米にあっては「もち精米」と表示する。 三　うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が八十パーセント未満のものにあっては「うるち精米」又は「精米」と表示する。 四　うるち精米のうち、胚芽を含む精米の製品に占める重量の割合が八十パーセント以上のものにあっては「胚芽精米」と表示する。
	原料玄米	次に定めるところにより表示する。 一　産地、品種及び産年（生産年をいう。以下同じ。）が同一である原料玄米を用い、かつ、当該原料玄米の産地、品種及び産年について証明（国産品にあっては、農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）による証明をいい、輸入品にあっては、輸出国の公的機関等による証明をいう。以下同じ。）を受けた原料玄米にあっては、単一原料米と表示し、その産地、品種及び産年を併記することとし、この場合における産地は、国産品にあっては都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を、輸入品にあっては原産国名又は一般に知られている地名を表示する。 二　一に規定する原料玄米以外の原料玄米を用いる場合には、「複数原料米」等と、原料玄米の産地、品種若しくは産年又は産地、品種若しくは産年の全部若しくは一部が同一でないか、又は産地、品種若しくは産年が証明を受けていない旨を表示し、その産地及び産年の製品に占める重量の割合をいう。以下同じ。）を併記することとし、この場合、国内産にあっては「○○産△△割」と、輸入品にあっては「国産△△割」と、国産品及び原産国名ごとの使用割合の高い順に表示し、「○○産△△」には国名、「△△」には使用割合を表す数字を表示する。（三及び四において同じ。）